●港湾法の一部を改正する法律(平成25年法律第31号)

<平成25年5月29日成立、6月5日公布>

平成25年6月27日 交通政策審議会 第52回港湾分科会 資料 1

非常災害時における港湾機能の維持に資するよう、国土交通大臣が障害物の除去を行うことにより啓開できる航路や船舶の待避場所として開発・保全できる航路の指定を行えることとするとともに、海上運送の効率化に資する石炭等のばら積み貨物の輸入拠点を形成するため、国土交通大臣が指定した港湾における港湾施設の整備等に係る協定制度を創設する等の措置を講ずる。

施策の背景

東日本大震災の経験を踏まえ、非常災害時に港湾機能を維持するため、事前防災・減災対策が必要

▶ 首都直下地震等の発生時には、三大湾(東京湾・大阪湾・伊勢湾)において、大量の漂流物や護岸の 被災等により船舶の入出港が困難となり、湾内の港湾機能が長期間麻痺する恐れ。







産業競争力強化のため、海上運送の効率化に資する石炭等のばら積み貨物の輸入拠点の形成が必要

▶ 石炭等の<u>ばら積み貨物については、個々の企業がそれぞれ独自に輸入</u>しているため<u>国全体としては</u> 非効率な状況にあり、産業競争力の強化に支障が生じている状況。

法律の概要

<mark>防災・減災</mark>:港湾機能の維持・早期復旧

> 緊急確保航路の指定

非常災害時において、国土交通大臣が所有者の承諾を得ることなく漂流物の除去を行える航路を指定

- ▶ 船舶待避用の泊地の指定及び開発・保全 国土交通大臣が船舶の待避のために必要な泊地と して開発保全航路を指定し、開発・保全
- ▶ 港湾施設の適切な維持管理の推進 港湾管理者が民有港湾施設の維持管理状況、耐震 性に関する立入検査を実施し、必要に応じ勧告・命令
- ▶ 港湾広域防災協議会の設置
 <u>災害時の港湾機能維持のための広域的な協議会</u>を 設置

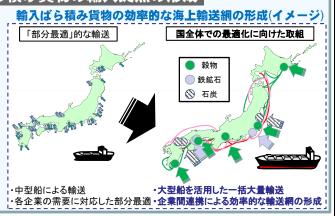


養業競争力の強化:海上運送の効率化に資するばら積み貨物の輸入拠点の形成

ばら積み貨物の輸入拠点となる港湾の指定 ばら積み貨物の海上運送の共同化を重点的に進め、 輸入拠点としての機能を高めるべき港湾を指定

▶指定港湾における協定制度

指定港湾の<u>港湾管理者が策定したばら積み貨物の</u> 海上運送の共同化のための計画に基づき、関係施 設所有者等の連携を通じた荷さばき施設等の整備・ 管理を促進するための協定制度の創設



三大湾地域における事前防災・減災対策の必要性

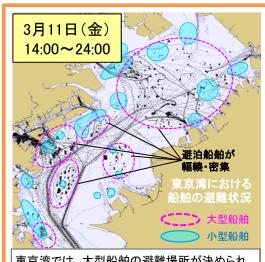
防災・減災①

平成25年6月27日 交通政策審議会 第52回港湾分科会 参考資料 1

東日本大震災の教訓

物流・産業上の重要性と災害に対する脆弱性

巨大地震の切迫性



東京湾では、大型船舶の避難場所が決められ ておらず、船舶の衝突による二次災害の恐れが あった。 三大湾地域には産業・物流機能が集積 (外貿コンテナ貨物量の8割、LNG輸入量の8割、原油輸入量の5割等)

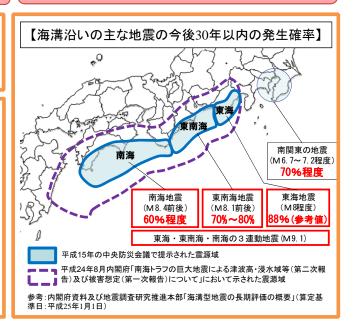
これらの機能が立地する埋立地において護岸等の老朽化が進行



港内の航路啓開にかなりの時間を要した。三大湾地域が被災した場合には、港湾区域外まで啓開が必要であり、早期かつ大規模な啓開作業体制が必要となる。



航路沿いの港湾施設が地震によって被災し、航路が閉塞したため、船舶の入出港が困難となった。



大規模地震・津波により三大湾地域が被災した場合、地域社会に甚大な被害を与えるとともに、海上交通の麻痺によりサプライチェーンが寸断され、市民生活や産業活動に深刻な打撃を与えることが懸念される

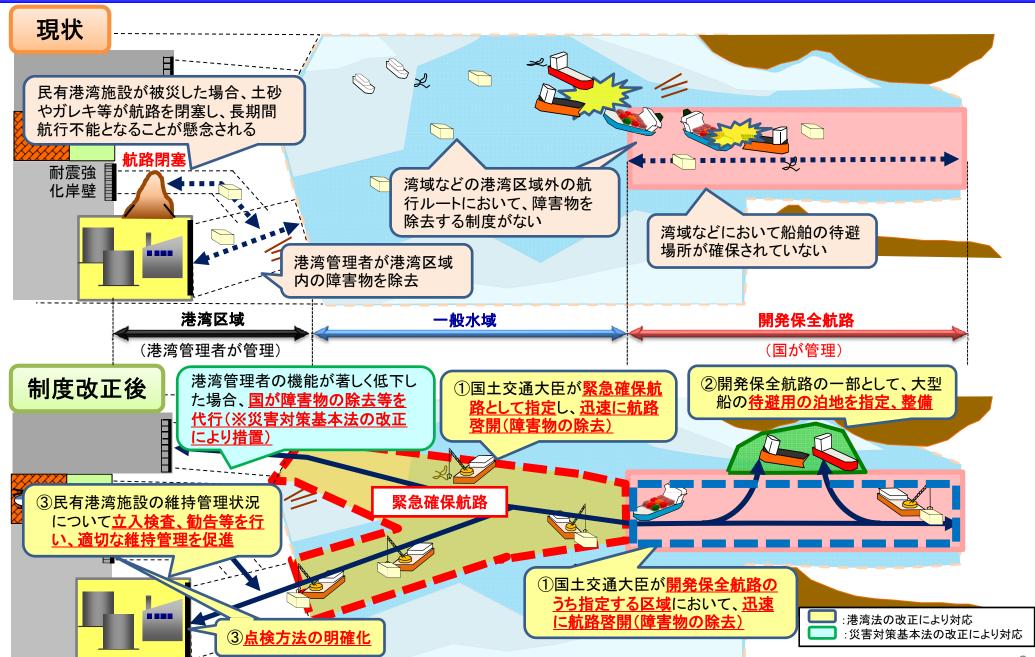
制度改正の基本方針

- ■事前防災・減災対策により市民生活や産業・物流機能への影響を最小限にとどめるための措置
- ■災害からの港湾の早期復旧を実現するための措置

大規模地震・津波から命と暮らしを守る

三大湾地域における非常災害時の港湾機能の維持・早期復旧対策

防災・減災②

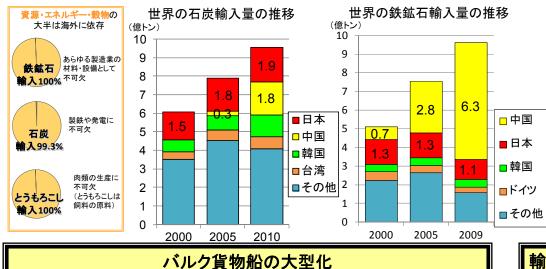


資源・エネルギー等の輸送を巡る状況

産業競争力の強化①

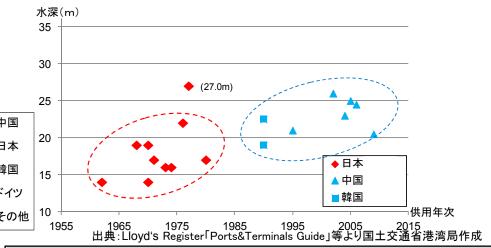
資源・エネルギー等の輸入の状況

- ○我が国は、資源・エネルギー等のほぼ100%を海外に依存。
- 〇近年、中国の石炭・鉄鉱石輸入量が急速に増加。

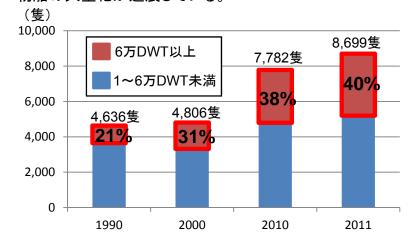


鉄鉱石を取り扱う岸壁の水深と整備時期(近隣諸国との比較)

○日本の主要な鉄鉱石取扱岸壁は、近隣諸国と比較して整備年が古く、 岸壁水深も浅い傾向にある。



○近年、世界的なバルク貨物の「荷動き量の増大」と「輸送距離の延 長」を背景に、一括大量輸送によるコスト低減を図るため、バルク貨 物船の大型化が進展している。



輸送船舶の大型化による石炭の海上輸送コスト低減効果(試算)

○豪州から日本へ石炭を輸送する船舶について、パナマックス船 からケープサイズ船に大型化を図った場合、約3割の海上輸送 コスト低減が見込まれる。

·豪州→日本の例

パナマックス船(7.4万 b)級、 満載)で輸送する場合

ケープサイス、船(15.0万トン 級、満載)で輸送する場合



海上運送の効率化に資する石炭等のばら積み貨物の輸入拠点の形成

産業競争力の強化②

【全体スキーム】

①ばら積み貨物の輸入拠点となる港湾(特定貨物輸入拠点港湾)の指定

ばら積み貨物(※1)の海上運送の共同化の促進を図るため、国が一定の要件を満たす輸入拠点として機能を高めるべき港湾を指定(※2)。

②当該指定港湾における協定制度等の支援措置

指定港湾における港湾利用者との協議会等を活用しつつ、指定港湾の効果的な利用の推進を図るための共同化計画(特定利用推進計画)を港湾管理者が策定し、当該計画の実施に対して、企業間の連携を促進するための協定制度等の支援措置を講じる。

- ※1 ばら積み貨物(バルク貨物): 石炭、鉄鉱石、穀物などのように包装されずにそのまま船積みされる貨物。
- ※2 指定の要件(イメージ): 輸入ばら積み貨物の取扱量が相当程度見込まれること、一定規模の埠頭を有すること、企業間連携を促進する体制が整っていること 等

◎ばら積み貨物の輸入拠点となる港湾(特定貨物輸入拠点港湾)を核とする大型船を活用した効率的な海上輸送網の形成(イメージ)

